四　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ　当該役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

［ハ～ト　略］

［五～九　略］

2　［略］

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二　法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第二百四十一条の二第一号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［削る。］

(1)～(3)　［略］

二　第二百四十一条の二第二号（第百九十九条第二号ロに係る部分に限る。）に該当する場合　次に掲げる書類

［号の細分を削る。］

イ～ハ　［略］

［三・四　略］

2　［略］

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条　［略］

2　法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一　法第六十四条の四第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　該当することとなった年月日及び理由

四　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

［ハ～ト　同上］

［五～九　同上］

2　［同上］

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1)　当該特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2)～(4)　［同上］

二　第二百四十一条の二第二号に該当する場合　次に掲げる書類

イ　役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

ロ～ニ　［同上］

［三・四　同上］

2　［同上］

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条　［同上］

2　法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一　法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　［同上］

ロ　後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日